

放課後等デイサービス事業所 各位

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

夏季休業期間における  
放課後等デイサービス事業所の基本報酬の取扱いについて

日ごろ、当市の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策で実施された学校の臨時休業による影響により、各学校において例年より夏季休業期間を短縮する対応が予定されています。

つきまして、学校の夏季休業期間における放課後等デイサービス事業所の基本報酬の取扱いを下記のとおりとします。

## 記

## 1 基本報酬の取扱い

地域ごとに定められた夏季休業期間を令和2年7月18日から令和2年8月31日までとし、この間、学校休業日単価を適用します。

また、異なる地域の学校に通う児童がいる場合、利用児の中で一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間について学校休業日単価を適用します。

## 2 基本報酬算定パターンの例

No	事業所を利用する児童の状況	適用単価
1	浜松市立小中学校に通う児童のみ	令和2年7月18日から8月31日まで学校休業日単価を適用します
2	浜松市立小中学校と市内の私立高校に通う児童が混在	利用児の中で、一番早く夏季休業が始まり、一番遅く夏季休業が終了する期間まで、学校休業日単価を適用します
3	浜松市立小中学校と磐田市立小中学校に通う児童が混在	
4	浜松市立小中学校と湖西市立小中学校に通う児童が混在	
5	浜松市立小中学校と県立特別支援学校に通う児童が混在	

## 3 その他

当該取扱いは浜松市で支給決定している児童についてのものとします。

その他の柔軟な対応は、当面の間継続し、取扱いを変更する際に通知します。

## 【問い合わせ先】

浜松市障害保健福祉課指導グループ

Tel:457-2860

E-mail:syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp